

Ⅶ 保険金の請求手続きおよびお支払い

1. 保険金の請求手続き

(1) 事故報告から保険金お支払いまでの流れ

事故が発生した場合は、応急措置などの必要な初期対応を行い、すみやかに以下の手続きをお取りください。

※事故発生日から30日以内に事故報告いただけない場合、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

① 事故報告書の記入・作成をお願いします。

106ページの「事故報告書」をコピーまたは「ふくしの保険」ホームページからダウンロードのうえ、ご記入ください。



② 損保ジャパン日本興亜に事故報告書をFAXのうえ、電話連絡をしてください。

損保ジャパン日本興亜の都道府県別担当・保険金サービス課(108ページ)に事故報告書をFAXのうえ、電話連絡をしてください。

※事故報告書は専用封筒(ピンク色)で送付しないでください。必ずFAXで事故報告してください。



③ 損保ジャパン日本興亜より保険金請求手続きをご案内します。

損保ジャパン日本興亜の担当者が、事故報告書をもとに事故状況などを確認させていただき、保険金請求手続きをご案内いたします。



④ 損保ジャパン日本興亜に保険金請求書類をご提出ください。

保険金請求に必要な書類一式をお送りしますので、ご記入のうえご提出ください。



⑤ 保険金のお支払い

ご提出いただいた保険金請求書類を確認のうえ、保険金をお支払いします。

(2)事故報告書

※事故の報告者

- ・ ボランティア活動保険 … 加入申込を受付けた社会福祉協議会
- ・ ボランティア行事用保険 … 加入者(個人・団体)
- ・ 福祉サービス総合補償 … 加入者(団体)
- ・ 送迎サービス補償 … 加入者(個人・団体)

①傷害事故

- ◎ケガをした方の氏名、住所、連絡先(ケガをした方が未成年者の場合は親権者の氏名も必要です。)
- ◎事故の起こった日時、場所
- ◎事故の原因、状況
- ◎ケガの程度
- ◎病院名

②賠償事故

- ◎加害者の氏名、住所、連絡先(加害者が未成年者の場合は親権者の氏名も必要です。)
- ◎事故の起こった日時、場所
- ◎事故の原因、状況
- ◎相手(被害者)の氏名、住所、連絡先
- ◎ケガの程度、病院名(対人事故)
- ◎損害の程度(対物事故)

※事故発生日から30日以内にご連絡いただけませんと、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

また、賠償事故の場合、示談に際して損保ジャパン日本興亜の承認が必要ですので、必ず事前にご相談ください。損保ジャパン日本興亜の承認なしに示談された場合には、示談額の全額をお支払できない場合がありますので注意してください。

※保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

(3) 保険金請求に必要な書類

保険金請求に必要な書類は以下の通りです。記入要領については「3. 保険金請求書類の記入要領」(98～104ページ)をご参照ください。

ボランティア活動保険
<p>①ケガの補償</p> <p>○保険金請求書 ○診断書^(※1) ○事故確認書^(※2) ○同意書 ○名簿</p> <p>②賠償責任の補償</p> <p>○保険金請求書 ○示談書 ○事故確認書^(※2) ○被害物の写真(物損の場合)</p> <p>○修理見積書(物損の場合) ○名簿 ○示談書不添付に関する確認書^(※3)</p> <p>○賠償金の支出を示す領収書等^(※4)</p>
ボランティア行事用保険
<p>①ケガの補償</p> <p>○保険金請求書 ○診断書^(※1) ○事故確認書^(※2) ○同意書 ○行事のチラシ ○参加者名簿</p> <p>②賠償責任の補償</p> <p>○保険金請求書 ○示談書 ○事故確認書^(※2) ○行事のチラシ ○被害物の写真(物損の場合)</p> <p>○修理見積書(物損の場合) ○参加者名簿 ○示談書不添付に関する確認書^(※3)</p> <p>○賠償金の支出を示す領収書等^(※4)</p>
福祉サービス総合補償
<p>①ケガの補償</p> <p>○保険金請求書 ○診断書^(※1) ○事故確認書^(※2) ○同意書 ○名簿</p> <p>②賠償責任の補償</p> <p>○保険金請求書 ○示談書 ○事故確認書^(※2) ○被害物の写真(物損の場合)</p> <p>○修理見積書(物損の場合) ○名簿 ○示談書不添付に関する確認書^(※3)</p> <p>○賠償金の支出を示す領収書等^(※4)</p> <p>③感染症の補償</p> <p>○保険金請求書 ○診断書 ○事故確認書^(※2) ○事故証明書 ○名簿</p> <p>○事業者が活動者に補償した事のわかる資料</p>
送迎サービス補償
<p>○保険金請求書 ○診断書^(※1) ○同意書 ○利用者名簿(Aプラン)</p> <p>○車検証コピー(Bプラン) ○事故確認書^(※2)</p>

(※1) 保険金請求額が10万円以下の場合、治療状況申告書に診察券または葉袋(コピーでも可)を添付してください。その場合、診断書は不要となります。

(※2) 事故確認書については、101ページをご覧ください。

(※3) 当事者間の合意により示談書を省略する場合には、本確認書と賠償金の支出を示す領収書等を提出することにより示談書を省略可とします。

(※4) 相手方へ保険会社より直接支払う場合等は提出不要です。

※この他、事故の形態により一部必要書類が異なることもあります。